



権者の地位を利用して債務者のホテルを個人的に利用し、規定の料金を支払わずに宿泊したケースと判断せざるを得ません。この点について、整理回収機構としてのご見解をお聞かせ下さい。

そもそも、整理回収機構の倫理規定は、債権回収に関する利害関係者（債務者）が運営する宿泊施設の利用を禁じており、宇都宮支店の6人が柏屋に宿泊した行為は、明らかに倫理規定に反する行為です。この点についてご見解をお聞かせ下さい。今後、当該の6人に対して何らかの処分をするつもりはありますか。その場合、どのような処分を予定されていますか。今後、正規料金とダンピング料金の差額の扱いについて、どうされるおつもりですか。

柏屋ホテルの債権回収にあたっては、事業再生を前提とした破産という回収の進め方に、長年柏屋と取引を続けていた地元の納入業者などから強い批判の声があがっているのはご承知の通りですが、この点を整理回収機構としてどのように受け止めていますか。ご見解をお聞かせ下さい。

前に記したとおり、債権回収の進め方に対して批判があがっている最中に、整理回収機構の職員らが当該ホテルに「ダンピング料金」で宿泊されたことは、問題ではないでしょうか。改めてご見解をお聞かせ下さい。

質問は以上です。

なお以上のやりとりは近く弊誌にて紹介させていただく予定ですので、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、16日(月)午後3時 までにご回答いただきますよう、よろしくお願い致します。